

目黒区長の意見	事業者の見解
<p><悪臭> 本事業計画により実施する悪臭防止対策は規模が類似している江戸川清掃工場を参考にして評価しているが、予測結果にとらわれず、より一層の低減に努めるとともに、現況における敷地境界での臭気強度結果を考慮し、極力、臭気を抑えるよう配慮すること。</p>	<p>悪臭防止対策については、アラットホーム出入口に自動扉、エアカーテンを設置するとともに、ごみベンカ内の空気を燃焼用として使用するなど、理工場において実施している臭気対策を講じます。</p> <p>これらに加え、新工場では新たにアラットホームの出入口と構内周回路の一部に覆蓋を設けるとともに、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地境界付近から工場寄りにして周辺地盤より低くし、道路側に防音壁を設置する等、臭気をより低減させる対策を講じます。</p>
<p><騒音・振動> (1) 工事用車両、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音については、予測の結果が現況調査結果と同様であることから、本事業による影響は少ないとある。しかし、工場前面道路の走行による騒音の予測値は、環境基準を上回る評価結果となっている。このため、道路管理者等と協議を行い、より一層、騒音等の低減に努められたい。</p> <p>(2) 低周波騒音については、既存工場での実績と新工場での機器類の類似性をもって影響はないが、予測・評価項目として選定していないが、区民によっては心身に不安があるため、環境保全の措置として、新工場稼働後に測定し、その結果を明らかにすること。</p>	<p>工場前面道路の補助19号線におけるごみ収集車両等の走行に伴う騒音の予測値は現況と同様と予測しています。しかし、騒音において環境基準を上回る結果となっていることを踏まえ、新工場では補助19号線等の騒音を軽減するため、ごみ収集車両等の走行に際しては速度制限を設ける等、騒音防止対策を検討します。また、補助19号線の渋滞を緩和する方策等道路騒音低減対策について道路管理者や交通管理者等と協議を行っていきます。</p> <p>低周波騒音については、既存工場の測定結果から周辺環境へ影響を及ぼすレベルではないことから環境影響評価の項目に選定していません。ただし、確認のため新工場完成時に低周波騒音を測定し、結果を明らかにします。</p>
<p><土壌汚染> 土壌調査については、工場稼働停止後、土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、各単位面を規定した上で、あらかじめ土壌調査を行うこと。万一、汚染が判明した場合は、速やかに区に情報提供を行うとともに、関係法令に則り適正に処理されたい。また、原因を究明した上で、新たに予防対策を構築し、新工場の計画に反映させること。</p>	<p>土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、工事着手前に単位面を規定したうえで、土壌の汚染のおそれの度合いに応じた調査区分地に分類し土壌調査を行います。</p> <p>この調査において汚染が判明した場合は、速やかに目黒区に報告するとともに、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じます。</p> <p>なお、新工場でも、灰等の運搬にあたっては、天蓋付きの運搬車両を使用するとともに、建物内の閉め切った空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することは</p>

目黒区長の意見	事業者の見解
<p><地盤・水循環> 工事開始前及び工事期間中、工事完了後の地下水の水位等の調査を継続して行い、異常が生じた場合は直ちに対策を講じられたい。また、工事期間中に、周辺地域で井戸枯れ等の通報があった場合は、直ちに対応されたい。</p> <p><景観> 評価指標は目黒区景観計画とし、予測・評価における景観形成基準などの対象には、煙突、工場棟のみでなく、外構、附属、付随するものを含めて評価すること。</p>	<p>工事開始前から工事完了後1年間にわたり、地下水位の計測を行います。地下水位の低下等が発見された場合は、対策を検討して工事を進めていきます。また、周辺地域において井戸枯れ等の通報があった場合は適切に対応します。</p>
<p><温室効果ガス> 当清掃工場から排出される二酸化炭素の低減にあたり、新工場の稼働後も、将来にわたって、さらなる研究を進め、技術革新にあわせて、随時、環境負荷を極力抑えたシステムへの更新を図られたい。</p> <p><その他の事項> <アスベスト> 平成18年9月以降、特定建築材料(吹付けアスベスト、アスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材)の定義が、「アスベスト含有率1重量%超え」から「0.1重量%超え」へと変更され、アスベストの規制が強化されている。</p>	<p>「目黒区景観計画」を評価の指標としており、景観形成基準などの対象には、外構、附属、付随するものを含めることは理解しています。環境影響評価の段階において計画している施設等については評価の対象としていません。</p> <p>したがって、評価書においては、目黒区景観形成基準に基づき建築物、工作物に対する基準を遵守する旨、追加します。</p> <p>なお、本事業の「景観形成基準」への適合について、既に目黒区の担当部署へ相談を行い、一定の了解を得ておりますが、今後、「目黒区景観計画」に基づく届出及び事前協議についても適切に対応します。</p> <p>工場の稼働後も、最新技術の動向を注視し、可能な限り導入を検討し、環境負荷の低減に努めていきます。</p>
<p>評価書案での現況調査結果では、既存工場の煙突は平成17年10月、建築物は平成18年3月の調査をもつて「石綿含有無し」としているが、規制強化前の調査であるため、より詳細な調査結果を示し、現行の法令で規定されている特定建築材料(0.1重量%超え)に該当していないことを明らかにすること。アスベスト含有量が0.1重量%を超えていた場合</p>	<p>現況調査では、平成17年及び18年の既存調査をもつて飛散のおそれのない吹付け材等にアスベストは使用していないことは確認済みとしていますが、平成22年度に改めて調査を実施しており、年度内に結果が出る予定です。</p> <p>この調査では、現行の法令に基づき、吹付け材やアスベスト含有の有無について調査を行っている。評価書においては、調査の結果を記載内容に反映する予定です。</p> <p>なお、使用が確認された場合は、大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に</p>

日原区長の意見	事業者の見解
<p>は、法令に従い、適正な手続きを行うこと。 また、解体工事中に、あらたに飛散性アスベストが発見された場合は、直ちに作業を中止し、安全対策を講じるとともに区へ情報提供すること。なお、作業再開にあたっては、十分な安全対策をとるとともに、本調査の既存建物や施設等のアスベストに関する事前調査を確実にを行い、アスベストが確認された場合は、法令に従い適正な処理・処分を行うこと。</p>	<p>する法律に基づき、適切かつ確実に処分します。 また、使用が確認された場合の調査内容及び処分方法等については、作業に着手する前に目黒区に報告します。 解体工事中に新たにアスベストが発見された場合も同様に、法令等に基づき適切かつ確実に処分します。</p>
<p><放射性物質・放射線量> 解体工事前に実施する、ごみ・ベンカ内の空間放射線量測定について、測定結果は随時区民へ情報提供すること。また、稼働後においては現在と同様に、堆ガス、排水、灰等の放射能濃度及び敷地境界等の空間放射線率について引き続き測定を継続するとともに、区民から寄せられた不安や疑問等には、真摯に向き合い、丁寧な説明を講ずるよう努めらるたい。</p>	<p>解体工事に着手する前には、工場設備内各所の空間放射線量率を測定し、区民への情報提供を行います。 今後は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質の影響は低減すると考えますが、当面の間は引き続き測定するとともに、国の動向等を見ながら今後の対応を検討していきます。 なお、区民の方々の不安や疑問には真摯に向き合い、丁寧な説明に努めます。</p>
<p><事後調査> 環境影響評価書で示した予測結果は、事後報告書で検証し、予測結果より悪化した項目については原因を究明した上で、必要な改善策を講じること。</p>	<p>環境影響評価書で示した予測結果については、工事の施行中及び工場稼働後に実施する事後調査において検証します。この検証において環境影響が予測結果を上回る場合はその理由等を明らかにするとともに、必要に応じて環境保全の措置等を講じます。この結果については事後調査報告書において明らかにします。</p>

2.2 品川区長からの主な意見の概要と事業者の見解

品川区長の意見	事業者の見解
<p>1. 大気汚染について 事業計画全体を通じ、より一層の環境保全対策に努めてください。</p>	<p>予測・評価にあたっては工事の施行中及び工事の完了後に実施するとして環境保全の措置を確実に実施します。また、工事の実施においては工事の状況に応じてより一層の環境保全に努めるとともに、工事の完了後については、現工場より厳しい煙突排出ガスの自己規制値を設けて遵守するなど、環境への影響をさらに低減するように努めます。</p>
<p>2. 廃棄物について 建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努めてください。</p>	<p>建設廃材の発生しない工法の採用や建設資材に再生品を利用するなど廃棄物の排出抑制に努めます。 なお、建設廃棄物については可能な限り再資源化を図ります。</p>
<p>3. その他 (1) 環境影響評価の実施にあたっては、最新の知見にもとづき、最適な予測評価を実施してください。 (2) 事業の実施にあたっては、品川区関係部署と充分協議を行ってください。</p>	<p>環境影響評価に係る調査、予測、評価については、平成26年に改定された最新の東京都環境影響評価技術指針に基づき実施しています。今後新たな合理的、客観的な科学的知見が公表・周知された場合は、その状況を踏まえ最適な予測評価を実施します。 事業の実施にあたっては、引き続き関係部署と十分協議を行っていきます。</p>

●東京都告示第三十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

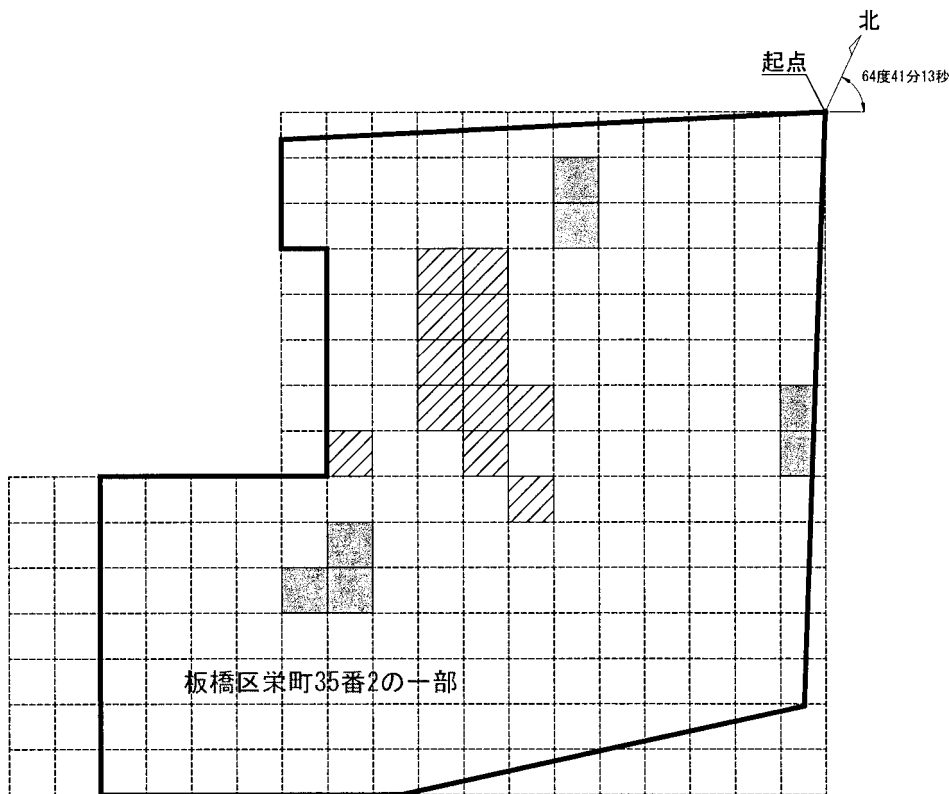
平成二十八年一月十八日

東京都知事 外 添 要 一




一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区栄町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びに砒素及びその化合物

別図



凡例

-  調査対象地
-  形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
-  形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第380号により指定した区域)
- 単位区画線

〈起点〉
起点は、板橋区栄町35番2の最北端とする。

〈格子の回転角度:64度41分13秒〉
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (消)

●東京消防庁告示第1号

自動通報等の承認に関する規程（平成2年9月東京消防庁告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成28年1月18日

東京消防庁

消防総監 高 橋 淳

第2条第1号ア中「別表第1(6)項ロ」を「別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びにロ」に、「同表(6)項ロ」を「同表(6)項イ(1)若しくは(2)又はロ」に改め、同号ア(イ)中「(6)項イ及び(6)項ロ」を「(6)項イ(3)若しくは(4)並びに(5)」に、「(6)項イ若しくは(6)項ロ」を「(6)項イ(3)若しくは(4)又は(5)」に改め、同号イ中「別表第1(6)項ロ」を「別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びにロ」に、「同表(6)項ロ」を「同表(6)項イ(1)若しくは(2)又はロ」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり

公告する。

平成二十八年一月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 J O R T C
- 三 代表者の氏名
江口 研二
- 四 主たる事務所の所在地
東京都荒川区西日暮里二丁目五十四番六号 K・Sビル三〇二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、医師及び研究者が主導する臨床研究における、臨床研究実施計画書（プロトコル）の作成支援、臨床研究の品質管理と品質保証のためのデータ管理及び統計解析、臨床研究の事前評価及び進捗、安全性、有効性を評価するための第三者監視・管理体制による臨床研究支援を、集約的かつ効率的に、また継続性をもって行い、得られた情報を公開することにより、がん領域における標準治療の確立と普及に貢献し、もって、広く保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

三 代表者の氏名
高田 誠治

四 主たる事務所の所在地
東京都町田市南大谷七百五番地六 一〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、主に福祉サービスを必要とする障がい児、障がい者を対象として、心身とともに健やかに成長し、働き、生活する場を提供する。また、障がい児、障がい者が地域社会の中で生活できることを大切に、障がい児、障がい者、また地域の家族たちが望む社会的、文化的、その他の諸活動に参加する機会の拡大と必要な援助の実現を目指すとともに、これらの活動を地域に知ってもらい、理解と協力を得られるよう普及活動を行うことにより、地域の障害児、障がい者の福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 みんなの家
- 三 代表者の氏名
鷲頭 美智
- 四 主たる事務所の所在地
東京都大田区下丸子二丁目二十四番二十四号 千代田工具ビル F
- 五 定款に記載された目的
この法人は、心身に障害を持つ人に対して、地域生活

の援助に関する事業を行い、心身に障害を持つ人の社会参加に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人消防環境ネットワーク

三 代表者の氏名

山越 芳男

四 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋二丁目十八番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、消防用設備等の設置、変更、維持管理、回収等におけるガス系消火剤の放出を抑制するための管理を行うとともに、再利用可能な消火剤及び部品等の回収や再利用の普及活動を行い、もって地球環境保全に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フローレンス

三 代表者の氏名

駒崎 弘樹

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区飯田橋三丁目三番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、活動地域の働く母親・父親たちに対して、地域社会を核にした新しい子育てモデルに基づく、保育及び子育てに関する事業、並びに災害等により学習の機会に恵まれない状況に置かれた人たちに對する学習支援事業を行い、地域の子育て環境及び学習環境の向上、次世代の子育てについての啓発、またこれによる地域社会の活性化及び住みよいまちづくりを寄与すると同時に、これを全国に発信し広めていくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Merry Kids English

三 代表者の氏名

山口 奈保

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区中村北二丁目二十番十号 牧プロビル三階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、特に幼児・児童・学生を中心として、英語教育活動を通じ、将来国際的に通用する英語能力及び国際感覚の素地を養うことを主たる目的とし、英語教育を通して、子供の健全育成を推進、社会教育に寄与する事業を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ネパールの子供達に文具を届ける会

三 代表者の氏名

牛島 淨

四 主たる事務所の所在地

東京都西東京市向台町四丁目二十一番三―三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、ネパールへのボランティアツアーや山間僻地での学校の現状把握と調査の勉強報告会や子どもとの絵画展などの事業を通じて、ネパールの恵まれない子供たちが通う学校に、ノートや鉛筆、消しゴムなどの文房具を届ける活動を継続して行い、ネパールの都市部と山間僻地の識字率や就学率の格差是正や社会的弱者に属する子供達の教育機会の提供に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人椿と町づくり再生会議

三 代表者の氏名

白井 松壽

四 主たる事務所の所在地

東京都大島町岡田字苗の平百八番一

五 定款に記載された目的

この法人は、公園と集落を一体化した町づくり、椿から新しい商品の開発、発掘し地域住民と一体となり新しい町づくりを目指します。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

小平市花小金井南町二丁目千九百九十六番二及び千九百九十八番四十二 愛知県名古屋市中区栄四丁目五番三号 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 前田 和彦

東久留米市氷川台一丁目三百十九番一の一部及び三百二十番一 板橋区高島平一丁目二十八番十号 株式会社和光建設工業 代表取締役 矢野 均

西東京市谷戸町一丁目二千八百五十六番一及び同番二十九 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史
東久留米市中央町四丁目千六百四十三番一 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年一月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年一月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 ライフ中野坂上店
二 店舗所在地 中野区中央一丁目三十六番三号
三 設置者名 三井住友ファイナンス&リース株式会社
四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番二号
五 変更前の店舗名 (仮称)中野坂上計画

六 変更後の店舗名 ライフ中野坂上店

七 変更前の店舗所在地 中野区中央一丁目六百十七番十一号

八 変更後の店舗所在地 中野区中央一丁目三十六番三号

九 変更前の設置者住所 港区西新橋三丁目九番四号

十 変更後の設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番二号

十一 変更日 平成二十七年十月一日ほか

十二 届出日 平成二十七年十二月十八日

十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間 平成二十八年一月十八日から同年五月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 京成百貨店本館
二 店舗所在地 台東区上野六丁目十五番一号
三 設置者名 京成電鉄株式会社ほか二名
四 設置者住所 千葉県市川市八幡三丁目三番一号
五 変更を行った設置者名 京成電鉄株式会社
六 変更前の設置者住所 墨田区押上一丁目十番三号
七 変更後の設置者住所 千葉県市川市八幡三丁目三番一号

<p>八 変更前の設置者の代表者名 大塚 弘</p> <p>九 変更後の設置者の代表者名 三枝 紀生</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社丸井</p> <p>十一 変更前の小売業者の代表者名 青井 浩</p> <p>十二 変更後の小売業者の代表者名 中村 正雄</p> <p>十三 変更日 平成二十五年九月十七日ほか</p> <p>十四 届出日 平成二十七年十二月十八日</p> <p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十六 縦覧期間 平成二十八年一月十八日から同年五月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 西友ひばりが丘団地店</p> <p>二 店舗所在地 西東京市ひばりが丘三丁目六番二十六号</p> <p>三 設置者名 合同会社西友</p> <p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 ステイブン・ヘイズ・デिकास</p>
<p>六 変更後の設置者の代表者名 上垣内 猛</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 ステイブン・ヘイズ・デिकास</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 上垣内 猛</p> <p>十 変更日 平成二十七年五月十二日</p> <p>十一 届出日 平成二十七年十二月二十二日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十八年一月十八日から同年五月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 西友下高井戸店</p> <p>二 店舗所在地 世田谷区松原三丁目四十一番五号</p> <p>三 設置者名 合同会社西友</p> <p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 野田 亨</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 上垣内 猛</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>
<p>八 変更前の小売業者の代表者名 野田 亨</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 上垣内 猛</p> <p>十 変更日 平成二十七年五月十二日</p> <p>十一 届出日 平成二十七年十二月二十二日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十八年一月十八日から同年五月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 野村不動産吉祥寺ビル</p> <p>二 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺本町二丁目二番十七号</p> <p>三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号</p> <p>五 変更前の店舗名 (仮称) 吉祥寺本町二丁目計画</p> <p>六 変更後の店舗名 野村不動産吉祥寺ビル</p> <p>七 変更前の店舗所在地 武蔵野市吉祥寺本町二丁目二千二十三番ほか</p> <p>八 変更後の店舗所在地 武蔵野市吉祥寺本町二丁目二番十七号</p> <p>九 変更日 平成二十六年七月三十一日ほか</p> <p>十 届出日 平成二十七年十二月二十四日</p>

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間

平成二十八年一月十八日から同年五月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

小林ビル

二 店舗所在地

杉並区阿佐谷南一丁目三十二番十号

三 設置者名

美濃屋商事株式会社

四 設置者住所

杉並区南荻窪一丁目二十六番四号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

イオンマーケット株式会社ほか一名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

イオンマーケット株式会社ほか二名

七 変更日

平成二十七年九月一日

八 届出日

平成二十七年十二月二十四日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

平成二十八年一月十八日から同年五月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したため、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年一月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名

ヤオコー稲城南山店

二 店舗所在地

稲城市大字東長沼九号二千五百三十番地

三 設置者名

株式会社ヤオコー

四 意見

ア 聴取者

稲城市長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

平成二十七年十二月二十二日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十八年一月十八日から同年二月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○平成二十七年十二月二十四日付東京都人事委員会規則第二十二号

ページ一段一行一誤一正

増刊 86 下 七 又は 若しくは

○平成二十七年十二月二十四日付東京都労働委員会告示第五号

ページ一段一行一誤一正

増刊 86 上 後から 五 又は 若しくは

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 五〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 印刷所 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二二)一〇一〇一(代) 郵便番号 113-0001

